

法教育推進協議会で出された主な意見（その 2・案）

平成 18 年 10 月 30 日

（平成 18 年 6 月 29 日第 7 回協議会）

（平成 18 年 8 月 22 日第 9 回協議会）

1 政治、経済との対比における法の意義と特質

【経済学の観点から】

市場経済システムは自由を前提にするが、自由は他者の自由との衝突を当然に招来するので、法がなくては自由が保障できない。したがって、市場経済システムと法は不可分である。もっとも、安定した市場経済システムは法を前提とするものの、それだけでは十分でなく、法と倫理の両方があるはじめて機能する。取引は契約の履行を目的とするが、契約を履行しようとする正直さや信頼がないとその目的は達成できない。その意味で、経済は法に対し、信頼を保護する制度を構築することにより、信頼が重要であるというメッセージを長期的に発信することを求める。

現代の法が依拠する民主制デモクラシーは個人主義を生み出し、個人主義はエゴイズムに転化する危険がある。これと同様に、市場経済においても、私的な計算で人々が活動するという非常に強い誘因があるため、「公共の利益」に対しての意識が非常に薄くなりがちである。しかし、自由と秩序を求めていくためにはデモクラシーをエコノミズムから救う方法を模索しなければならず、文化、宗教、道徳といった我が国固有のものを踏まえて、法学と経済学がともにこの困難な課題に立ち向かう必要がある。

法は理念と目的に基づき作られるが、実際に実施したとき社会的にどのようなことが起こるかはやってみないと分からないという面があるのに対し、経済学では、ある法律のもとで合理的に行動する人々は法を修正すればこうなるというのを研究するので、最終的な効果がどうなるかというようなところを読むことが得意である。しかし、経済学はいわゆる功利主義的な哲学のもとで論理を構成するので、コスト・ベネフィット等を比較考量するが、その論理の中には確固たる善はない、という限界がある。それを補うものが法律学の理念である。

経済学的な観念は、実は既存の法学的観念に翻訳可能であり、本質的に類似したことをいっていることが多いのではないかと。例えば、社会全体にもたらす利益を増幅するための分業システムという観念は、個人や個性を尊重す

ることにより社会全体の正義や幸福をも増加するという法学的な観念と類似する。経済学と法学の接点を見出し、お互いに学んでいくことが、人間社会のシステムをトータルで学んでいくために必要である。

他方、いわゆる「法と経済学」の分野では、社会には経済学的に説明できるロジカルなもの以外にも「悪いことは悪い」という以外言いようのないことがあることを忘れないようにし、法学の本来の重要な部分を侵されないようにしなければならない。

【政治学の観点から】

法も政治も、表面的には理想を追うものに見えるが、実際には、汚いもの、嫌なものが現実存在することを正面から認め、ではこれに対処するためにどうすればよいのかということ扱うものである。

法学には、作られたルールの中でプレーをするという側面があり、例えば政治プロセスの中にどのような意味で「公正さ」という作られたルールを取り込むのか、ということ論じること可能である。これに対し、政治は、いつ何が起こるか分からない、ルールがないのがルールであるという部分があり、制度化に限界があるが、逆にいうとそこにこそ政治学の真髓がある。

法と政治をとらえる共通の基本概念を打ち立てられるかは今後の課題である。例えば「共存」という概念ひとつをとっても、法の側面から見れば正義にかなった共存でなくてはならないのに対し、政治の側面から見れば共存のための共存であっても生存するためには仕方ないということも受容される。

2 経済教育、政治教育との対比における法教育の在り方

【全体として】

近現代における自由の歴史を学び、自由の重要性と限界を知る必要がある。自由は獲得するには非常に困難なものであるけれども、失うのは徐々に知らぬ間に失ってしまうという可能性があることを理解しなければならない。

教科書において、政治、経済、法が別々の話になっていて、実際社会の中で問題になっている同じ側面を経済的に分析し、法的に記述しようという議論をしていても、教科書の順序で教えていくと全然違う話になっていて結びつかないというようなことがある。本格的に政治、経済、法も含めた、10代の後半ぐらいに読める、そしてそれを使って授業ができ、相互に矛盾がなく、何が難しく何が分かっていて何が分からないかというような姿勢で

書かれた良いテキストが必要である。

法学，政治学及び経済学は，いずれも社会の根幹を異なる観点から研究するものであるが，学問的にはほとんど没交渉でやってきた。学校教育は，法，政治及び経済を，学問の垣根を越えて，できるだけ簡略化して教えるものであるから，学際的な協力・交流の場として，新たな学問的地平を拓くものであり得るのではないか。

【経済教育の観点から】

自由や人権を尊重するためには民主主義が望ましいことが歴史的に様々な紆余曲折を経て経験的に立証されてきたのと同様に，以前は資本主義市場経済が社会主義計画経済に優るかどうかはわからなかったものの，結局自由経済が優ることを歴史が証明してきた。

しかし，民主主義や市場経済システムにも欠陥があり，理想的なシステムとして機能しているわけではない。それでもこれらのシステムが守られるべきであるという理解は，歴史をきちんと知ること抜きには得られない。その意味で，法教育も経済教育も歴史教育との連携を図っていく必要がある。

経済教育・法教育いずれにおいても，正解がない問題に対して，どのようにして自分なりの結論を見つけ出し，その結論をいかにして実現するかという能力を養うことが重要である。その意味で，西洋の中世神学から伝統的に続くディベートやダイアログによる教育は，正解のない問題に対してある1つの答えを出すときに到達するプロセスにおいてどのような知性を働かせていくかという教育であって，今後の法や経済など社会科学的な教育にとって示唆に富む。

【政治教育の観点から】

政治教育は，教科書の内容が非常に固まっているが，憲法をはじめとした基本的な制度を知識として学習させることが自己目的になってしまっている部分があり，政治は，国民主権のもと，憲法や制度の変更の可能性も含んでいるということを理解させるという真の意味での政治教育と距離がある。法教育と政治教育は，緊密に連携をとりつつ，新しい教育の在り方を考えるという提案をしていかないと，教育内容がますます固まってどうにもならなくなる。

国民が統治をするという主体性についての教育も，従来の政治教育においては，子どもへの説明のしやすさを重視するあまり，不十分な点があった。

例えば、市長や町長が国会議員に頼みにあったりして、博物館等のいいものをもらってくるという話を素材にするなど、客体意識を前提とした政治教育になりがちである。このような教育現場のメンタリティーは、法教育も同様に直面するであろう壁である。

今までの教育は、法についても政治についても、これらの持つ理想の側面から美しいものを教えるというものであったが、それゆえに嫌なことについては考えたくないという形で思考を停止させるものではなかったか。嫌だけれどなくてはならぬものの存在を肯定し、それをなくす場合にその後どうすればいいのかということを経験できるような教育をしていく必要がある。

これまでの教育は、共存は口で言うほど簡単ではないという現実から目を背け、よく話し合えばみんな分かり合えるというきれいな話でまとめようとしてこなかったか。このように対立の少ない社会イメージを前提とすると、何のために法律や政治が必要であるか、なぜこれらが大切なのかということへの思考の展開が困難である。

法教育と政治教育の融合という観点からは、政策形成の過程の問題において政治的なものと法的なものを組み合わせるために、どのようなルールを作るかだけでなく、そこで色々な人たち、色々な集団、その他が参加してくるプロセスがあるということを排除できないような形でルールは作られ、維持されるということを教えることが重要である。